

山口市国民健康保険相談員設置要綱

(設置)

第1条 国民健康保険業務の円滑な運営を図るため、山口市国民健康保険相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(任命)

第2条 相談員は、国民健康保険に深い理解と関心を持ち、相談員として特に適格性があると認められる者の中から、市長が任命する。

2 任用期間は、当該年度の末日までとする。

(身分)

第3条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第4条 相談員は健康福祉部保険年金課長の命を受け、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 国民健康保険事業の趣旨の普及・啓発に関すること。
- (2) 資格適用の適正化に係る調査、把握及び連絡に関すること。
- (3) その他国民健康保険業務に関し必要と認める事項に関すること。

(勤務時間)

第5条 相談員の勤務時間は、8時30分から22時までとし、週31時間の範囲内で、所属長が別に定めるものとする。

(報告)

第6条 相談員は、あらかじめ定められた日に出勤し、第4条に掲げる業務の執行状況を報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(身分証明)

第8条 相談員は、業務に従事するときは、常に身分証明書（様式第1号）を携帯し関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、相談員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。